

令和5年度 漁業集落環境整備事業特別会計予算書
(当初)

与那国町

議案第 1 1 号

令和 5 年度与那国町漁業集落環境整備事業特別会計予算

令和 5 年度与那国町漁業集落環境整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 15,326 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条 第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高限度額は、6,000 千円と定める。

令和 5 年 3 月 9 日 提出

与那国町長 糸 数 健 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		2,600
	1 使用料	2,600
2 繰入金		4,223
	1 繰入金	4,223
3 諸収入		402
	1 諸収入	402
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 地方債		8,100
	1 地方債	8,100
歳 入	合 計	15,326

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		15,213
	1 施設管理費	15,213
3 公債費		103
	1 公債費	103
4 予備費		10
	1 予備費	10
歳 出	合 計	15,326

「第 2 表 地 方 債」

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営企業会計適用債(漁集) (公営企業会計適用債)	8,100	証書借入	10%以内 ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び公営 企業金融公庫資金について、 利率の見直しを行った後にお いては当該見直し後の利率	償還期間は、措置期間を含め40年以内。 償還方法は、元利均等又は元金均等の方 法により償還する。ただし、町財政の都合によ り、措置期間であっても繰上償還し、償還年 限を短縮し、又は借り換えることができる。
計	8,100			